

7月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	令和元年7月16日（火） 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 北棟6階 第22会議室	
出席者	委員	中室教育長、都築委員、畑中委員、柳澤委員、岡本委員 【計5人出席】
	事務局	黒田補佐、中垣主任、福岡
	理事者	<p>【教育委員会】</p> <p>中西教育部長、立石教育部次長、福西教育部参事、東畑教育部参事、廣岡教育部参事、岡田教育政策課長、細川教育総務課長、山田教職員課長、小林地域教育課長、松浦文化財課長、伊東学校教育課長、久保田いじめ防止生徒指導課長、野口保健給食課長、垣見教育支援・相談課長、奥田中央図書館長、今中一条高等学校事務長、</p> <p>【市長部局】</p> <p>真銅子ども未来部長、玉置子ども政策課長、米田保育所・幼稚園課長</p>
開催形態	公開（傍聴人 0人）	
議 題	<p>1 議事</p> <p>議案第19号 教職員の人事について 非公開</p> <p>議案第20号 奈良市立学校教職員安全衛生規則の一部改正について</p> <p>議案第21号 奈良市立学校設置条例の一部改正について 非公開</p> <p>議案第22号 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について 非公開</p> <p>議案第23号 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部改正について 非公開</p> <p>2 協議事項</p> <p>「働き方改革に関わって～本来教員が果たすべき役割について～」</p> <p>3 その他報告事項</p> <p>（1）平城西中学校区の奈良市学校規模適正化の進捗状況について</p>	

<p>決定取り纏め事項</p>	<p>1 議事 議案第19号 教職員の人事については、可決した。 議案第20号 奈良市立学校教職員安全衛生規則の一部改正については、可決した 議案第21号 奈良市立学校設置条例の一部改正については、可決した。 議案第22号 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正については、可決した。 議案第23号 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部改正については、可決した。</p> <p>2 協議事項 「働き方改革に関わって～本来教員が果たすべき役割について～」は、情報交換・協議した。</p> <p>3 その他報告事項 (1) 平城西中学校区の奈良市学校規模適正化の進捗状況については、報告を受けた。</p>
<p>担当課</p>	<p>教育委員会 教育政策課</p>
<p>議事の内容</p>	
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、少し定刻前ですけれども、おそろいのごさいますので、始めたいと思います。 本日は5名の学校長が出席いたしておりますので、紹介させていただきます。 都跡小学校 岩永校長、伏見小学校 山中校長、青和小学校 堀口校長、三笠中学校 田和校長、登美ヶ丘北中学校 岩井校長。 それでは、事務局より資料の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>本日の資料は、事前説明時に配付いたしました資料のとおりです。 なお、議案第19号につきましては、関係課のみとし、議案審議時に配付させていただきます。 また、お手元左側に、文化財課より7月23日から史料保存館にて開催されます「資料が語る戦時下の奈良まち」の企画展示の案内を配付しております。 以上、どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、本日の委員会は、委員全員が出席いたしておりますので、教育委員会は成立いたします。 ただいまから、7月定例教育委員会を開会いたします。</p>

本日の会議録署名委員は、畑中委員、岡本委員でお願いいたします。

それでは、本日の案件に入ります。

なお、本日、傍聴者はありません。

本日の案件は、議事5件、協議事項1件、その他報告事項1件、合計7件でございます。

本日の案件のうち、議案第19号は人事に係る案件、議案第21号及び22号は議会の議決を経るべき案件、また議案第23号は議会の議決を経るべき事案に関連する案件でございますので、非公開として審議いたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

教 育 委 員

異議なし。

教 育 長

それでは、そのようにいたします。

よって、議案第19号、21号、22号、23号は非公開として審議いたします。

なお、議案第19号の案件につきましては、関係部課長のみで審議いたします。

それでは、公開の案件から始めます。

議案第20号「奈良市立学校教職員安全衛生規則の一部改正について」、教職員課長より説明をお願いいたします。

教 職 員 課 長

資料1ページ、例規制定改廃調書をご覧ください。

改正趣旨について、まずご説明いたします。

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」による改正後の「労働安全衛生法」によりまして「奈良市立学校教職員安全衛生規則」の一部改正を行おうとするものです。

改廃の理由につきましては、健康管理医による面接指導や健康相談等を確実に実施し、健康管理医が職員の健康確保のためにより効果的な活動を行いやすい環境を整備するため、健康管理医の職務規定等を整備するものです。

もう一点、職員の心身の状態に関する情報を適切に取り扱う必要があるため規定を定めるものです。

次に、概要ですが、まず第5条関係、総括安全衛生管理者についてです。健康管理医の業務の内容等具体的な内容や、健康相談の申し出の方法などを職員へ周知することを、総括安全衛生管理者の業務として追加をいたします。

次に、第10条関係、健康管理医の職務の規定などの整備についてです。労働安全衛生法に規定する面接指導及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関することを追加いたします。

次に、その他労働安全衛生法の改正に伴う健康管理医の職務規定等の整

備についてですが、健康管理医が労働者の健康管理を行うに当たって、このような医学に関する知識や能力の維持向上に努めなければならないということを明確化しております。

また、健康管理医が専門的立場から職員の健康の確保のために、より一層効果的な活動を行いやすい環境を整備するために、総括安全衛生管理者は健康管理医に対し、職員の勤務時間に関する情報や、その他健康管理医が職員の健康管理指導等を適切に行うために必要なものを提供しなければならないとしております。

3点目として、職員の心理的な負担の程度を把握するための検査、ストレスチェック制度と呼びますが、その実施及び結果に基づく面接指導について規則に定めようとしております。

次に、26条の3関係ですが、職員の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いについて、奈良市教育委員会が収集する健康診断等で健康を確保するための措置や、職員の心身の状態に関する情報については、そのほとんどが要配慮個人情報に該当する情報であるため、職員の心身の状態に関する情報を適切に取り扱うように定めようとしております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教 育 長

よろしゅうございますか。

柳 澤 委 員

総括安全衛生管理者は、健康管理医に対し、職員の勤務時間に関する情報その他云々とされておりますが、勤務時間に関する情報というのはどのように収集されて健康管理医に提供をされるのか、現状も含めてご説明いただければと思います。

教 職 員 課 長

健康管理医に相談するための資料としまして、月の時間外勤務の時間を自己申告になるのですが、何日に何時間、どういう業務で残ったかという一覧表を作成し、それを提出して相談するというような形をとっております。

柳 澤 委 員

もう一点、2ページ目ですが、26条の2の第2項、「面接指導等については、別に定める」とありますが、実際にはストレスチェック等を行って、健康管理医が面接指導を行うときの記録を含めて、どのように定めておられるのですか。

教 職 員 課 長

総括安全衛生管理者が定めるということになっております。

柳 澤 委 員

分かりました。

教 育 長

ほかにございませんでしょうか。

それでは、ご意見ないようでございますので、議案第20号「奈良市立

学校教職員安全衛生規則の一部改正について」、採決いたします。
本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

教育委員

異議なし。

教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、協議事項に入りたいと思います。

今月の協議事項は、今まさしく話題になっております「教員の働き方改革に関わって～本来教員が果たすべき役割について～」ということでございます。一応協議の時間の目安は11時10分ぐらいまでの大体1時間程度を予定しておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

協議事項

2 協議事項「働き方改革に関わって～本来教員が果たすべき役割について～」

テーマについて、意見交換及び協議を行った。

教育長

次に、その他報告事項に入ります。

(1)「平城西中学校区の奈良市学校規模適正化の進捗状況について」、教育政策課長、説明願います。

教育政策課長

お手元の「平城西中学校区の学校規模適正化計画について」という資料をご参照いただけますでしょうか。

平城西中学校区の学校規模適正化の進捗につきましては、今年の1月の定例教育委員会でご報告いたしました、その後の進捗につきまして報告させていただきます。

平城西中学校区につきましては、平成28年10月に策定いたしました学校規模適正化の中学校区別実施計画(案)に基づき、平城西中学校の敷地に右京小学校と神功小学校を統合再編し、平城西中学校と施設一体型の小中一貫教育を行っていく方針のもとに、令和3年4月の開校に向けて進めているところでございます。

資料4ページをご覧ください。この統合再編につきまして、保護者や地域の方々のご理解をいただくために、右京、神功、両小学校及び平城西中学校の保護者やこれから就学するこども園、保育園の保護者、そして地域住民の方々に対する説明会を開催してまいりました。

また、7月13日の土曜日には、右京小学校の保護者の皆様を対象としまして、市長と教育長が出席のもと、直接保護者の皆さんにこの統合再編に関するご理解を求めてきたところでございます。

また、この間、3月の市議会におきましては、統合再編校の設計予算等が議決され、現在、設計業者の選定に向けて手続を進めているところで

ございます。

5ページをご覧ください。そうした中で去る5月30日に、右京小学校のPTAから市議会に対し、これまでの保護者説明会の説明が不十分であるといった内容で文書回答を求める請願が提出されております。この請願につきましては、現在、常任委員会に審査が付託されている状況でございます。

この請願で求められている回答につきましては、教育委員会だけの回答ではなくて、避難所計画や跡地利用計画につきましても、同時に回答を求められておりますので、市長部局とも調整の上、回答してまいりたいと考えております。

次に7ページをご覧ください。

今後のスケジュールですが、今年の7月中に小学校校舎建設工事等の設計業者を入札により選定し、今年度末にかけて基本設計と実施設計を行ってまいります。

来年度、令和2年度に小学校校舎やバンビーホームの建設工事を行い、令和3年4月に統合再編校を開校する予定で進めております。

ただし、平城西中学校の校舎も老朽化が進んでおりますので、令和3年4月から8月にかけて、合わせて大規模改修を行ってまいりたいと考えております。この改修工事の間、この平城西中学校の中学生につきましては、西側に隣接しております神功小学校の校舎を使用し、2学期から、改修工事が終わった校舎に移っていただく予定でございます。その後、令和3年9月から令和4年3月にかけて、神功小学校の旧校舎を解体し、統合再編校のサブグラウンド等の整備も進めてまいりたいと考えております。

教 育 長

このことにつきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

畑 中 委 員

13日の説明会について、お話しできる範囲で、もう少しご報告いただけますでしょうか。

教育政策課長

13日の説明会につきましては、市長から改めて保護者の皆様、特に右京小学校の保護者の皆様は、右京小学校が平城西中学校の敷地に統合再編されるということで、いろいろな思いも持っておられて、賛成、反対さまざまな意見がある状況でございますので、市長のほうから改めて統合再編について説明し、ご協力をお願いしてきたところでございます。その中で特に質問がございましたのは、小中一貫校についてでありますとか、学校がなくなった後のまちづくりという視点も含めて、跡地がどう活用されていくのかといったことでございました。

また、バンビーホームにつきましては、統合再編をいたしますと、基本的には学校の中でバンビーホームを運営していくことが最善と考えておりますので、より充実したバンビーホームを統合再編した学校に新た

につくるという計画をしております。従いまして、右京小学校に現在ございますバンビーホームは、今のところなくなっていくという計画をしておりますので、何らかの策を講じてほしいといった意見がございました。

教 育 長

人数は何人ぐらいおられましたか。

教育政策課長

最終的には、P T Aのほうから確認してということですが、大体50人ぐらいだったと思います。これまでやってまいりました説明会の中では最も多くの方に参加をしていただいたという状況です。

教 育 長

説明会では、今課長が申し上げました、今後のまちづくりをどうするのかということが1つと、自分が卒業生だから無くなるのは寂しいという話もありました。また、施設一体型小中一貫校にする意味はどこにあるのか。もっと人を配置してくれみたいな話もありました。後、何かありましたか。

教育政策課長

ご意見としては、そういったご意見、ご要望だったのですが、それと並行しまして、新しい学校をつくっていく中で、P T Aとしての要望事項を全てのP T A会員に対して募って、一定まとまってきているということで、要望事項の報告と、それをかなえてほしいという依頼がございました。

教 育 長

バンビーホームについては、我々は小学校に隣接したバンビーホームが理想的だろうと考えております。そうでないと学校が終わってから、子供が移動しなくてはならないわけですから。しかし、保護者の方からしますと、遠いところへ迎えに行かなければならないということで、右京に残して欲しいとおっしゃる。そういうところで話をかみ合わせていこうとするところに論点があるように思います。
よろしいでしょうか。

教 育 部 長

大体、今課長が申し上げたぐらいですが、あと、市長部局との関係で、避難所とか、通学路の安全整備も徹底してほしいというご意見もたくさんの方から出ていました。

教育政策課長

それから、請願書が出されているわけですが、これまでママの会という団体と、連合会から、そして今回P T Aからということで、右京地域からとしましては3件目ということになっております。
前の2件は議会で審議していただいて、不採択となっております。

教 育 長	大きな流れとしては、予算がついて前へ進んでいるという段階なのですが、最終的には教育委員会で議決を得ることが要るのでしょうか。
教育政策課長	最終的には統合再編に伴います学校の廃止と新たな学校の設置ということになってまいりますので、教育委員会でご審議いただくこととなります。
教 育 長	<p>それが教育委員会の最終決定ということになりますので、その決定権限は教育委員会にあるということです。そこはいずれお諮りをするということになります。よろしいですか。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>それでは、その他報告事項については以上でございます。</p> <p>これで、非公開を除く本日の案件は全て終了いたしました。</p>
非公開案件	この審議は、奈良市情報公開条例第29条第2号の規定により、非公開とする。
子ども政策課長	<p>議案第21号「奈良市立学校設置条例の一部改正について」子ども政策課長より概要説明。</p> <p style="text-align: center;">＜異議なし＞</p> <p>本件については、原案通り可決した。</p>
保育所・幼稚園課長	<p>議案第22号「奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について」保育所・幼稚園課長より概要説明。</p> <p style="text-align: center;">＜異議なし＞</p> <p>本件については、原案通り可決した。</p>
保育所・幼稚園課長	<p>議案第23号「奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部改正について」保育所・幼稚園課長より概要説明。</p> <p style="text-align: center;">＜異議なし＞</p> <p>本件については、原案通り可決した。</p>

教 育 長

続いての議案は、関係部課長のみの審議といたします。
関係課以外は退席願います。

教 職 員 課 長

議案第19号「教職員の人事について」教職員課長より概要説明。

<異議なし>

本件については、原案通り可決した。

教 育 長

これで本日の案件は全て終了いたしました。ほかにも何か連絡事項等ございませんか。

それでは、次回8月の定例教育委員会は、8月20日、火曜日、10時より開催いたします。

本日はこれもちまして閉会いたします。